

小牧市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小牧市長 天 野 正 基

小牧市規則第 1 5 号

小牧市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小牧市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年小牧市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「被災の月」を「被災の日」に改める。

第16条を第19条とし、第15条の次に次の3条を加える。

（小牧市災害弔慰金等支給審査委員会の委員長）

第16条 条例第16条第1項に規定する小牧市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第17条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、会議において必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第18条 委員会の庶務は、福祉部において処理する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。